

履行義務の公正価値測定

—討議資料「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」公表を受けて—

海老原 諭

1. はじめに

アメリカ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board；以下、「FASB」という）は、これまで多くの会計基準のなかで、公正価値が、情報利用者の経済的意思決定に有用な情報を提供するという財務報告の基本目的に資すると述べてきた。かつて、公正価値による測定対象⁽¹⁾といえば、ほとんどが金融商品であった。しかし、近年では、金融商品以外の資産および負債にも、公正価値による測定を要請する会計基準が公表されるようになってきている。2006年に公表された財務会計基準ステートメント第157号「公正価値測定」（以下、「SFAS 157」という）に示された指針は、公正価値による測定が規定または容認されている他の会計基準の対象であれば、原則として、どのような性質をもつ資産または負債に対しても適用されることになっている⁽²⁾。

翻って、現在、FASBでは、2002年から収益認識に係るプロジェクト（以下、「収益認識プロジェクト」という）をすすめている。このプロジェクトの目的は、資産または負債の変動に焦点をあてた収益認識モデルを提言することにある。これまで収益の認識は、(1) 稼得および(2) 実現または実現可能の2つの要件を考慮して行われてきた。今日、アメリカでは収益の認識をめぐって問題が発生し続けているというが、その一因は、稼得の要件が「概念フレームワークの土台となる構成要素⁽⁴⁾」である資産および負債とかがかわらせて定義されていないためであるという。このために、収益認識プロジェクトでは、稼得の要件を見直して、(1) 顧客との契約から生じる権利および義務を測定し、(2) それらの測定値を利用して契約に起因する資産または負債を認識し、(3) それらの変動額を収益として認識するという新しい収益認識モデルが検討されている。

収益の認識を左右する資産または負債の測定は、収益認識プロジェクトの立ち上げ当初、公正価値によって行うことが予定されていた⁽⁶⁾。しかし、2008年12月に公表された討議資料「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」（以下、「討議資料」という）では、公正価値による測定は却下され、これとは異なる測定方法が提案されている。公正価値測定の対象が金融資産以外にも拡張され、また、SFAS 157において公正価値の測定対象が限定されていないことも踏まえれば、契約に起因する資産または負債の測定が公正価値によって行われなはいささか不自然であるようにも思われる。そこで小稿では、収益認識プロジェクトにおいて、契約に起因する資産または負債の測定を公正価値で行うという当初の計画が却下された理由に

ついて検討する。

2. 討議資料における収益認識モデルの概要

はじめに、討議資料において提案されている収益認識モデルの概要について整理する。

まず、討議資料が対象とする収益の範囲であるが、これは顧客との契約から生じるものに限られている⁽⁷⁾。例えば、現在のアメリカでは、決算日に棚卸資産、売却可能有価証券などを再評価した際に生じる評価差額を収益または利得として認識しているが、このような収益または利得は、顧客との契約に起因するものではないので、討議資料の検討対象とはならない⁽⁸⁾。

討議資料において顧客との契約に焦点が当てられている理由は、次の2つである。第1に、「財やサービスを提供する契約は、重要な経済現象であり、大部分の企業に不可欠である⁽⁹⁾」ためである。「財又はサービスを提供する企業はいずれも、明示的又は非明示的に顧客と契約を締結⁽¹⁰⁾」しているという。第2に、「米国会計基準及びIFRS〔国際財務報告基準——引用者〕における大部分の収益認識基準は顧客との契約に焦点を当てている⁽¹¹⁾」ことである。すなわち、顧客との契約に焦点をあてることによって、企業の収益獲得活動の大部分を網羅できるだけでなく、現行の会計実務を大きく変更するような収益認識モデルを提案してしまうことにならずに済むという。

討議資料は、顧客との契約を「強制可能な義務を生じさせる複数の当事者間における合意⁽¹²⁾」として定義している。この定義は、「米国において一般的に用いられている契約の定義⁽¹³⁾」と整合するものであり、広く人々の間に合意が形成されているという。この定義において重要なのは、契約が（1）当事者に強制可能な義務を生じさせるものであることと、（2）その義務を履行することが合意されていること⁽¹⁴⁾の2点にある。

顧客と契約を締結した企業には、財またはサービスを提供する義務（以下、「履行義務」という）と、その見返りとして対価を受け取る権利（以下、「代金請求権」という）が発生する。討議資料の収益認識モデルでは、これらがいずれも測定できるものとしたうえで、代金請求権の測定値が履行義務の測定値を上回った場合は、その差額を契約資産として認識し、逆に履行義務の測定値が代金請求権の測定値を上回った場合には、その差額を契約負債として認識することにした⁽¹⁵⁾。すなわち、権利と義務が相殺された正味のポジションが契約資産または契約負債となるのである⁽¹⁶⁾。

収益は、この正味のポジションの変動分として認識される。正味のポジションはさまざまな要因で変動するが、討議資料では、議論を簡潔にするために、履行義務の充足および対価の受領以外の要因は無視することとされている⁽¹⁷⁾。まず、企業が履行義務を充足すると、履行義務の測定値は減少する。このとき、代金請求権の測定値が変わらなければ、正味のポジションは増加することになる（契約資産が増加または契約負債が減少する）。これに対して、顧客から対価を受領したときは、代金請求権の測定値が減少する。このとき、履行義務の測定値が変わらなければ、正味のポジションは減少することになる（契約資産が減少または契約負債が

増加する)。

このように、正味のポジションの変動には増加と減少と2つのケースがあるが、収益が認識されるのは、このうち正味のポジションが増加した場合に限られる⁽¹⁸⁾。なぜならば、討議資料では、収益を資産の増加または負債の減少分として次のように定義した概念フレームワークの考え方が採用されているためである⁽¹⁹⁾。

「収益とは、財貨の引渡もしくは生産、用役の提供、または実体の進行中の主要なまたは中心的な営業活動を構成するその他の活動による、実体の資産の流入その他の増加もしくは負債の弁済（または両者の組み合わせ）である。」（下線部引用者）

図表1 討議資料の収益認識モデル（義務履行が先行する場合）

	純額表示	参考：総額表示
契約締結時	—	(代金請求権) XXX (履行義務) XXX
義務履行時	(契約資産) XXX (収益) XXX	(履行義務) XXX (収益) XXX
代金受領時	(現金) XXX (契約資産) XXX	(現金) XXX (代金請求権) XXX

図表2 討議資料の収益認識モデル（代金受領が先行する場合）

	純額表示	参考：総額表示
契約締結時	—	(代金請求権) XXX (履行義務) XXX
代金受領時	(現金) XXX (契約負債) XXX	(現金) XXX (代金請求権) XXX
義務履行時	(契約負債) XXX (収益) XXX	(履行義務) XXX (収益) XXX

図表1および図表2は、討議資料の収益認識モデルにしたがって、顧客と契約が締結されてから、義務の履行、代金の受領にいたるまでの一連の仕訳を示したものである。左側の列は、代金請求権と履行義務の測定値を相殺した正味のポジションのみを契約資産または契約負債として認識する討議資料の方法であり、右側の列は、参考として両者を相殺せずに仕訳したものである。

企業には、顧客と契約を締結すると履行義務と代金請求権が同時に生じる。両者の測定額が同じだとすれば、契約締結時には正味のポジションが生じないので、契約資産も契約負債も認識されないことになる。企業が契約資産と契約負債のどちらを認識するかは、履行義務の充足と代金の受領のどちらが先に行われるかによって決まる。前者が先であれば契約資産、逆であ

れば契約負債である。しかし、総額表示による仕訳を見れば明らかなように、いずれの場合であっても、収益が認識されるのは、企業が履行義務を充足したときにかぎられる。

従来、収益は、(1) 稼得および (2) 実現または実現可能という2つの要件を考慮して認識されてきた。このうち、討議資料において問題とされているのは稼得の要件である。概念フレームワークでは、稼得について次のように説明されている。⁽²⁰⁾

「収益は、稼得されてはじめて認識される。企業の収益稼得活動は、当該企業の目下着手中の主たるもしくは中心的な営業活動を構成する財貨の引渡しもしくは生産、用役の提供またはその他の諸活動を伴い、企業が収益によって表現される便益を受け取るにふさわしい義務を、事実上、果たしたときに、収益は稼得されたとみなされる。」(引用元に付されている注記は省略する。下線部引用者)

すなわち、収益は、企業が収益によって表現される便益を受け取るにふさわしい義務を、事実上、果たしたときに稼得されることになっている。討議資料によれば、現在、アメリカで収益認識をめぐる問題が起こっているのは、この義務が何をもって果たされるのかという問題について、多様な解釈が存在するためであるという⁽²¹⁾。例えば、ケーブルテレビ会社と電話会社は、いずれも顧客を自社の通信網に接続した後に、自社のサービスを利用させるという経済的に類似した営業形態をとっている。ところが、現行制度上、ケーブルテレビ会社は通信網への接続とサービスの利用を別々に収益として認識できるにもかかわらず、電話会社の場合は両者を別々に収益として認識することができないことになっている⁽²²⁾。現在、アメリカでは、稼得に対する解釈の違いによって、このように企業間および産業間で財務報告の比較可能性が損なわれているという⁽²³⁾。

討議資料において、契約から生じる権利および義務、ひいては両者の差額である契約資産または契約負債に焦点があてられているのは、「稼得過程が何であり、それがいつ完了するのかに関する現在の合意よりも、資産が増加したか又は負債が減少したかに関する合意の方が得られやすいだろう⁽²⁴⁾」と考えたためであるという。すなわち、FASBは、収益の認識にあたって稼得の要件自体を問題としているわけではなく、その解釈の幅を狭めるために、資産または負債に焦点をあてているのである。このために、討議資料では、履行義務を「資産（財又はサービスのような）を顧客に移転するという契約における顧客との約束⁽²⁵⁾」であると定義している。この定義は、概念フレームワークにおいて、稼得が「財貨の引渡しもしくは生産、用役の提供またはその他の諸活動」とかかわらせて説明されていることとも整合している。討議資料の収益認識モデルにおいて、従来の収益認識モデルと同様、契約上の義務が履行された時点で収益が認識されるのは、このためである。

3. 討議資料における履行義務の測定

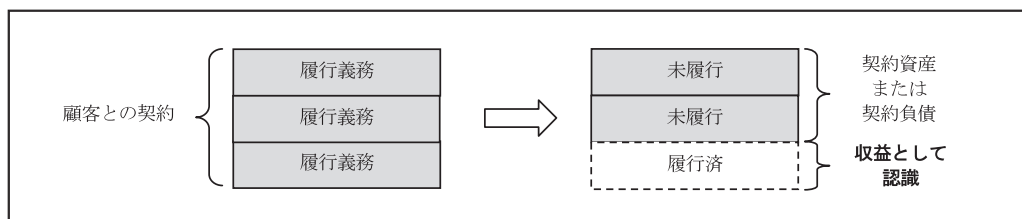
それでは、討議資料の収益認識モデルは、従来の収益認識モデルとどのような点で異なっているのだろうか。それは、新たに履行義務を測定する必要がある点である。もちろん、契約資産または契約負債は、代金請求権と履行義務の測定値の差額であるので、履行義務だけではなく、代金請求権の方も測定しなければならないのであるが、代金請求権については、討議資料において「権利の測定には約束した対価（すなわち、取引価格）の金額を基礎とすることとなるだろう⁽²⁶⁾」とされていることを踏まえて、小稿でも取引価格をそのまま代金請求権の測定額とみなすことにする。

討議資料によれば、履行義務の測定は、次の2つの点について情報利用者の経済的意思決定に有用な情報を描写するために行われるという⁽²⁷⁾。

- (1) 顧客に対して財やサービスを移転するという約束から生じる、各財務諸表日における企業の義務
- (2) 報告期間における契約の業績

すでに仕訳で示しているように、一会計期間において顧客との契約に起因して生じた履行義務のうち、すでに顧客に提供された部分は収益として認識され、いまだ提供されていない部分は、代金請求権の測定値と相殺された後、契約資産または契約負債として認識される（図表3）。すなわち、履行義務がどのように測定されるかによって、企業の財政状態、経営成績の両面に影響が及ぶのである。

図表3 義務の履行と収益の認識



討議資料では、履行義務の測定方法として、SFAS 157における公正価値と同義と考えられる現在出口価格（current exit price⁽²⁸⁾）を用いる方法と、契約締結時に成立した当初取引価格（original transaction price）を用いる方法の2案がともに説明されたうえで、最終的に前者の方法が却下されている⁽²⁹⁾。

第1の方法は、現在出口価格を用いて履行義務を直接測定する方法である。現在出口価格とは、「財務諸表日において独立した第三者に対して履行義務を移転とした場合に企業が支払を求められる金額⁽³⁰⁾」として定義される。この定義は、「測定日において市場参加者間の通常の取

引において…（中略）…負債を移転するときに支払う価格⁽³¹⁾という SFAS 157 の定義と整合している。

現在出口価格の定義のなかには、履行義務を移転する場合とあるが、「大抵の場合、企業は履行義務を移転しないことを選択するか、あるいは移転できない⁽³²⁾」という。確かに、自ら顧客に財またはサービスを提供することを約束しておきながら、それをすべて他社に丸投げしてしまうというのは、まったくないとはいえないが、通常のケースとは考えがたい。したがって、履行義務を移転するという考え方は、履行義務を実際に移転することではなく、「履行義務の（市場の認識に基づいた）明確な測定の方針を提供するために用いられる⁽³³⁾」にすぎない。

SFAS 157 がどのような性質をもつ資産または負債に対しても適用しうるとされている以上、契約資産または契約負債の測定にも当然に SFAS 157 が利用されるはずである。しかし、討議資料では、収益認識のパターン、複雑性および誤謬のリスクという 3 つの理由から、現在出口価格アプローチは却下されている。

第 1 の理由は、収益認識のパターンである。従来、収益は、顧客に対して提供することを約束した財またはサービスの提供が終わったときに認識されていた。これに対して、討議資料の収益認識モデルでは、大抵の場合、顧客と契約を締結したときから取引金額の一部が収益として認識されることになる。その理由は、取引金額のなかに、顧客に提供される財またはサービスとは直接関係しないコストが含まれているためである⁽³⁴⁾。

その具体例として、討議資料は、契約獲得に関連するコストおよびマージンを回収するための金額をあげている⁽³⁵⁾。例えば、顧客との契約締結に先立って企業自身のイメージを向上させるために負担した広告宣伝費は、契約獲得に関連するコストではあるが、顧客に提供される財またはサービスと直接関係している、少なくとも顧客に提供される個々の財またはサービスに対して賦課する金額を決定できるほど強い関係をもっているとはいいがたい。この場合、契約締結時における履行義務の測定値は、代金請求権の測定値（取引金額）よりも小さくなる。正味のポジションは、契約締結によりゼロからプラスになるので、両者の差額分だけ収益が認識される。

このように、正味のポジションのみに注目すると、履行義務を充足しなくても、契約を締結しただけで収益が認識される場合がある。しかし、討議資料では、資産および負債に焦点をあてた収益認識モデルを打ち出そうとしているにもかかわらず、このようなアプローチには「違和感を覚えている⁽³⁶⁾」という。

第 2 の理由は、複雑性である。上述のように、通常、履行義務を移転することはないので、履行義務を移転する取引を観察することは減多にできない⁽³⁷⁾。SFAS 157 によれば、参照できる市場がない場合には、市場参加者が価格決定に用いるインプットを利用して公正価値を見積もることが必要になるが、その見積もりは複雑であり、仮にできたとしてもその金額を検証することは困難であるという⁽³⁸⁾。このために、討議資料では、現在出口価格の使用によって財務諸表の意思決定有用性がどれだけ向上するとしても、一般的にそのコストを正当化できるほどではな

いと結論づけている⁽³⁹⁾。

第3の理由は、誤謬のリスクである。討議資料の収益認識モデルでは、契約締結時にその契約から生じるすべての履行義務を識別し、それぞれ測定しなければならない。契約締結時に履行義務を識別できなかった場合、本来、履行義務の測定値とされるべき金額が履行義務の測定値に含まれないために、履行義務の測定値は過小になり、正味のポジション、ひいては認識される収益が過大になってしまう。同様に、識別した履行義務を過小または過大に評価した場合には、契約締結時に認識される収益が過大または過小になってしまう⁽⁴⁰⁾。

このように、契約締結時に認識される収益のなかには、履行義務と直接関係しないコストに起因する部分もあれば、履行義務の識別または測定 of 誤謬に起因する部分もある。FASBは、契約締結時に認識される収益がどちらに起因するものであるのかについて、企業が立証するのは困難な場合があることから、履行義務を現在出口価格で測定するアプローチに対して懸念を抱いているという⁽⁴¹⁾。

結局、討議資料は、このような問題のある現在出口価格アプローチを却下して、履行義務を「約束された財やサービスと引換えに顧客が約束した対価によって測定する」⁽⁴²⁾当初取引価格アプローチを採用した。

この方法によれば、取引金額がそのまま履行義務の測定値となるために、取引価格のなかに履行義務に関係しないコストの存在が考えられるとしても、企業がすべての履行義務を識別できなかったとしても、契約締結時に収益が認識されることはない。また、履行義務の公正価値を見積もるために、企業に対して必要以上の負担を与えることもなくなる。取引金額のなかには顧客に対して提供される財またはサービスと直接関連しないコストが含まれるとの仮定が正しいとすれば、当初取引価格アプローチは履行義務を本来の金額よりも過大に表示してしまうことになるが、当初取引価格アプローチの支持者達は、この欠点について「現在出口価格アプローチの欠点よりもまし⁽⁴⁴⁾」と考えるという。

4. 履行義務の公正価値測定が却下された原因の再検討

討議資料では、現在出口価格アプローチを却下した理由として、収益認識のパターン、複雑性および誤謬のリスクの3つをあげている。しかし、これらの問題は、履行義務を現在出口価格によって測定しなければすべて解消されるかという点、必ずしもそうではないように思われる。

まず、討議資料の収益認識モデルのポイントは、そもそも契約に起因する資産または負債に焦点をあてて収益を認識するところにあったはずである。その意味では、資産または負債の変動がどのような原因で起こった場合であっても収益を認識すべきであったようにも思われるが、討議資料では、契約締結時に収益が認識されることに違和感を覚えるとして、現在出口価格アプローチを却下するひとつの理由としている。

それでは、討議資料の収益認識モデルにおける収益認識のタイミングが、従来の収益認識モ

デルにおけるそれと常に一致するかというと、必ずしもそうではない。討議資料の収益認識モデルでは、履行義務が契約自体ではなく、顧客に提供される個々の財またはサービスとかわらせて定義されている。このために、契約が複数の履行義務から構成される場合、従来の収益認識モデルではすべての履行義務が充足されたときにしか収益が認識されなかったのに対して、討議資料の収益認識モデルでは個々の履行義務が充足されるたびに、逐次、取引価格の一部が収益が認識されることになり⁽⁴⁵⁾、2つのモデルの間で収益の認識されるタイミングに違いが生じる。討議資料では、このタイミングの違いについて違和感を覚えるとは述べられていない。違和感の理由が収益認識のタイミングが変わることにあるならば、ここで違和感を覚えていてもおかしくないはずである。

もし、当初取引価格アプローチにおいて、履行義務を充足するという企業の活動が行われたときにしか収益が認識されないようにすることで、この違和感が解消されているのであれば、そのようなモデルは、もはや資産および負債ではなく、従来通り、企業の収益稼得活動に焦点をあてたものといえるだろう。結局、当初取引価格アプローチによる収益認識モデルは、「顧客対価によって測定されることになる資産の流入（inflow）のうちの、どこまでを各期の収益として認識していいのかを履行義務の充足（つまり財もしくはサービスの提供）に照らして判断しているだけ⁽⁴⁶⁾」にすぎない。

次に、討議資料では、履行義務の現在出口価格の測定が複雑であり、また、そのために誤謬が生じるリスクがあることも、このアプローチを却下した理由としてあげられている。大抵の場合、企業は、履行義務は移転しないことを選択するか、または移転できない。そのために、企業が履行義務の現在出口価格として利用できる取引価格を直接入手することも不可能である。しかし、公正価値測定は、直接価格を参照できる市場が存在しないという理由だけで不可能になるわけではない。

SFAS 157では、このような市場が存在しない場合、市場参加者が価格を決定するために利用するであろうインプット⁽⁴⁷⁾を用いて、公正価値を見積もることが認められている。また、市場参加者が利用するであろうインプットを容易に入手できない場合には、企業自身が有する情報および仮定（企業のインプット。entity input）に基づいて公正価値を見積もることも禁じられているわけではない。SFAS 157は、諸概念ステートメント第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の活用」（以下、「SFAC 7」という）において、「市場参加者であれば異なる仮定を用いるであろうということを示す反証がない限り」、⁽⁴⁸⁾「実体の予測に基づいて情報および仮定を用いることを妨げるものではない⁽⁴⁹⁾」とされていることを根拠として、レベル3のインプットとして企業のインプットの利用を認めている⁽⁵⁰⁾。

このために、履行義務の公正価値を見積もる方法として、履行義務自体を直接測定するのではなく、その構成要素を識別し、それぞれの評価額を積み上げるという方法も考えられなくはない。幸いなことに、討議資料では、履行義務を構成する主要な要素が識別されている。それは、予想コスト、貨幣の時間価値およびマージンの3つである⁽⁵¹⁾。予想コストとは、財またはサ

ービスを提供するために発生することが予想されるコストのことであり、マージンとは、顧客との契約によることによるリターンのことである（討議資料では、議論を簡潔にするために、貨幣の時間価値の影響は無視されており、小稿でもこれを踏襲する⁽⁵²⁾）。

しかし、これらの評価額を積み上げる方法では、履行価値の公正価値を測定することはできないだろう。それは、本来、測定対象とはなり得ないマージンの評価が必要になるためである。予想コストに関しては、顧客に提供される財で考えれば、棚卸資産の評価と変わるところはないので、比較的評価も容易であると考えられる。これに対して、マージンは、本来、売上高とこれを得るために費やしたコストとの差額として二次的に計算されるものであり、単独で評価される性格のものではないように思われる。もし、契約とは無関係にマージンの額を決められるのであれば、履行義務の測定値は、予想コストにマージンを加えた金額になるが、通常、このような金額を一方的に顧客に取引を強制することできないだろう。仮にそのようなことができたとしても、その価格は、取引が強制されていない独立第三者間で成立する価格として公正価値を説明している SFAS 157 の考え方と整合しない。

また、ひとつの契約が複数の履行義務から構成されている場合は、企業に個々の契約に含まれるマージンの評価を委ねることによって、収益認識のタイミングが意図的に操作されてしまうおそれもある。契約全体から生じるマージンは、取引価格と総コストとの差額で把握すればよいとも考えられるが、その金額を個々の履行義務に割り当てるための情報を企業外部の第三者が知ることは難しいだろう。

当初取引価格アプローチでは、このような場合、財またはサービスの現在出口価格、予想コスト、販売価格などを基礎として取引価格を配分することとしており⁽⁵⁴⁾、配分に企業の恣意性が入る余地は少なくなっている。当初取引価格アプローチでは、企業のインプットが利用される場面が制限されるので、現在出口価格アプローチよりも客観性の高い測定値を得ることができるだろう。しかし、そのために資産または負債自体の公正価値を直接測定することが放棄されてしまった。このような討議資料の収益認識モデルは、本当に資産および負債に焦点をあてたものといえるのだろうか。

5. おわりに

マージンを含む履行義務の公正価値測定が却下されたことは、収益認識プロジェクトのみならず、公正価値測定を規定した SFAS 157 自体にも影響を及ぼすものと思われる。

SFAS 157 では、公正価値を見積もるための前提として、市場参加者がその資産を売却目的 (in-exchange) で保有するか、または使用目的 (in-use) で保有するかを考慮することが要請されている⁽⁵⁵⁾。前者の場合、資産の公正価値はその資産が単独で売却されたときの価格として見積もればよいが、後者の場合は、その資産が他の資産とともに資産グループとして利用されることを前提として公正価値を見積もらなければならないという。これは、使用目的で保有される資産は、その使用によって単独で売却するよりも多くのキャッシュ・フローを得られるので、

企業は、最低でも使用によって得られるキャッシュ・フローと同等の価格でなければ売却しないだろうという考えが背景にある⁽⁵⁷⁾。したがって、使用の前提にたった場合、企業が資産を使用した結果として将来獲得するキャッシュ・フローの金額を基礎として公正価値が見積もられることになる。この将来のキャッシュ・フローは、通常、財またはサービスを顧客に提供することによって得られるものと考えられるから、その金額には企業が付加したマージンの金額が含まれているはずである。

公正価値測定において、企業のインプットをどの範囲まで利用することができるかどうかは、それが企業固有の価値（entity-specific-value）または使用価値（value-in-use）にならないことがひとつの基準になるだろう。しかし、SFAS 157が公表されて3年が経つ現在でも、使用を前提とした公正価値とこれらの価値との違いが、利用者間で完全に理解されているわけではない。2009年5月に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board；以下、「IASB」という）が公表した公開草案「公正価値測定」は、SFAS 157をたたき台として作成され、使用の前提を考慮することがそのまま採用されているので、この点について利用者間で理解がすすんでいけばこの点に疑問が生じることはないはずである。ところが、公開草案に先立って公表された「ディスカッション・ペーパーに対する多くのコメント提供者が、使用の評価前提と公正価値の定義に包含されている交換概念の間の矛盾を認識していた⁽⁵⁹⁾」という。

また、収益認識プロジェクトと併行してすすめられている概念フレームワークプロジェクトでは、測定のフェーズにおいて公正価値を測定基礎（measurement basis）には含めなかった。これは、公正価値という用語に対して共通の理解が得られておらず、しばしば伝達の誤り（miscommunication）および誤解を引き起こしているためである⁽⁶⁰⁾という。

このように、SFAS 157における公正価値のための指針は絶対のものではなく、依然として、改善の余地があるものといえるだろう。公正価値と使用価値の概念整理をめぐる問題についてFASBもIASBもこれを重要な問題として取り扱っていないようであるが、これまで使用の前提に基づく公正価値という説明で曖昧にしてきたマージンの測定の問題が討議資料によって表面化した以上、公正価値の概念を改めて精緻化する試みがなされてもいいのではないだろうか。

（注）

(1) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 157: Fair Value Measurement*, FASB, 2006, par. C2.

(2) *Ibid.*, par. 2.

(3) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, Dec. 1984, par. 83（平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社、2002年、248-249頁）。

(4) Financial Accounting Standards Board, *Discussion Paper: Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*, FASB, 2008, par. 1.8.

(5) *Ibid.*, par. 1.7.

- (6) Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the October 22, 2003 Tripartite FASB/IASB/AcSB Board Meeting*, FASB and IASB, Oct. 30, 2003, pp. 2-3.
- (7) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (4), par. S9.
- (8) *Ibid.*, par. S12.
- (9) *Ibid.*, par. 2.8.
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*, par. 2.9.
- (12) *Ibid.*, par. 2.11.
- (13) *Ibid.*, par. 2.13.
- (14) *Ibid.*, pars. 2.14 and 2.17.
- (15) *Ibid.*, par. 2.23.
- (16) 権利と義務の正味のポジションにより資産または負債を認識する方法は、現在、デリバティブをオンバランスする際に採用されている。
- (17) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (4), pars. 2.29, 5.5 and 5.9.
- (18) *Ibid.*, par. 2.30.
- (19) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements; a replacement of FASB Concepts Statement No. 3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No. 2)*, FASB, Dec. 1985, par. 78 (平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002年, 324頁)。
- (20) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (3), par. 83b (前掲訳書, 350頁)。
- (21) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (4), par. 1.3.
- (22) *Ibid.*, pars. 1.4-1.5. 討議資料のなかで例示されたケーブルテレビ会社の収益認識について規定しているのは財務会計基準ステートメント第51号「有線テレビ会社の財務報告」であり、電話会社の収益認識について規定しているのは、SEC スタッフ会計公報第104号「収益認識」である。
- (23) *Ibid.*, par. 1.6.
- (24) *Ibid.*, par. 1.19.
- (25) *Ibid.*, par. 3.2.
- (26) *Ibid.*, par. 5.5. ただし、これはボードメンバー間で合意された予備的見解ではない (*ibid.*)。討議資料では、履行義務の測定に焦点をあてるために、代金請求権の測定額について、貨幣の時間価値を無視し、対価は確定しており現金で支払われるものと仮定している (*ibid.*)。
- (27) *Ibid.*, par. 5.7.
- (28) 討議資料において現在出口価格アプローチとよばれている方法は、もともと収益認識プロジェクトにおいて、公正価値モデル、測定モデルとよばれていたものである (Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the October 22, 2007 Board Meeting*, FASB, Nov. 9, 2007, pp. 2-3 ほか)。
- (29) 討議資料において、履行義務の測定アプローチとして2つの案を併記する方法は、2006年10月の審議会において、討議資料の公表が当時計画されていた2007年末に間に合わなくなることを避けるための妥協策として考えられたものである (Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the October 24, 2006 FASB-IASB Joint Board Meeting*, FASB, Nov. 8, 2006, pp. 2-3. それにもかかわらず、実際に討議資料が公表されたのは2008年12月であった)。討議資料公表の直前に、予備的見解を決めるために投票が行われたが、現在出口価格アプローチを支持するボードメンバーが3名、当初取引価格アプローチを支持するボードメンバーが4名と最後まで審議会が二分された状況は変わらな

- った（Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the May 14, 2008 Board Meeting*, FASB, May 28, 2008, par. 13）。
- (30) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (4), par. 5.15.
- (31) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), par. 5.
- (32) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (4), par. 5.15.
- (33) *Ibid.*, par. 5.15.
- (34) *Ibid.*, par. 5.18.
- (35) *Ibid.*
- (36) *Ibid.*, par. 5.20.
- (37) *Ibid.*, par. 5.21.
- (38) *Ibid.*, par. 5.21.
- (39) *Ibid.*, par. 5.21. この結論は、討議資料に対するコメントのなかでも概ね支持されていたという（International Accounting Standards Board, *IASB/FASB Meeting July 2009; Revenue Recognition, Comment Letter Summary*, IASB, July 2009, par. 69）。
- (40) *Ibid.*, par. 5.23.
- (41) *Ibid.*, par. 5.24.
- (42) *Ibid.*, par. 5.25.
- (43) *Ibid.*, pars. 5.28-5.33.
- (44) *Ibid.*, par. 5.35.
- (45) *Ibid.*, pars. 3.21-3.25.
- (46) 辻山栄子「正味ポジションに基づく収益認識——その批判的検討」企業会計, 第 61 巻第 9 号 (2009 年 9 月), 12 頁。
- (47) レベル 2 およびレベル 3 のインプットのこと。
- (48) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 7: Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, FASB, Feb. 2000, par. 38（平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社, 2002 年, 439 頁）。
- (49) *Ibid.*
- (50) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), par. C85.
- (51) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (4), par. 5.9.
- (52) *Ibid.*, par. 5.9.
- (53) SFAS 157 では、強制的にではなく、自発的に取引を行おうとする市場参加者の間で成立する価格を公正価値としている（Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), par. 10d）。
- (54) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (4), par. 5.45.
- (55) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), par. 13.
- (56) *Ibid.*
- (57) International Accounting Standards Board, *Basis for Conclusions Exposure Draft Fair Value Measurement*, IASB, 2009, par. BC60 参照。
- (58) SFAS 157 は、と使用の前提に基づいて見積もられる公正価値は市場ベースの測定値であるとして、企業固有の価値または使用価値とは区別している（Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), par. C85）。
- (59) International Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (57), par. BC60.

- (60) Financial Accounting Standards Board and International Accounting Standards Board, *Conceptual Framework Project Phase C: Measurement Milestone I Summary Report—Inventory and Definitions of Possible Measurement Basis*, p. 5. [http://www.fasb.org/project/cf_phase-c.shtml]

参考文献

- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, Dec. 1984 (平松一夫・広瀬義州『FASB財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002年)。
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements; a replacement of FASB Concepts Statement No. 3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No. 2)*, FASB, Dec. 1985 (平松一夫・広瀬義州『FASB財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002年)。
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 7: Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, FASB, Feb. 2000 (平松一夫・広瀬義州『FASB財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002年)。
- Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the October 22, 2003 Tripartite FASB/IASB/AcSB Board Meeting*, FASB and IASB, Oct. 30, 2003.
- Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the October 20, 2004 FASB-IASB Joint Board Meeting*, FASB, Oct. 29, 2004.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 157: Fair Value Measurement*, FASB, 2006.
- Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the October 24, 2006 FASB-IASB Joint Board Meeting*, FASB, Nov. 8, 2006.
- Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the October 22, 2007 Board Meeting*, FASB, Nov. 9, 2007.
- Financial Accounting Standards Board, *Discussion Paper: Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*, FASB, 2008.
- Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the May 14, 2008 Board Meeting*, FASB, May 28, 2008.
- Financial Accounting Standards Board and International Accounting Standards Board, *Conceptual Framework Project Phase C: Measurement Milestone I Summary Report—Inventory and Definitions of Possible Measurement Basis*, p. 5. [http://www.fasb.org/project/cf_phase-c.shtml]
- International Accounting Standards Board, *Basis for Conclusions Exposure Draft Fair Value Measurement*, IASB, 2009.
- International Accounting Standards Board, *IASB/FASB Meeting July 2009; Revenue Recognition, Comment Letter Summary*, IASB, July 2009.
- 辻山栄子「正味ポジションに基づく収益認識——その批判的検討」企業会計, 第61巻第9号(2009年9月)。